

令和 3 年 6 月 定例会（第 346 回）
7 月 2 日

[今井光子議員反対討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

日本共産党を代表して、議第 7 0 号、8 4 号、8 5 号についての
反対討論

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

阪口保議員から提案されました意見書（案）に賛成

令和 3 年 6 月 定例会（第 3 4 6 回）

令和 3 年 6 月

第 3 4 6 回定例奈良県議会会議録 第 6 号

令和 3 年 7 月 2 日（金曜日）午後 1 時 4 分開議

出席議員（40 名）

1 番 小村尚己	2 番 樋口清士
3 番 植村佳史	4 番 川口延良
5 番 山中益敏	6 番 亀甲義明
7 番 欠員	8 番 小林 誠
9 番 浦西敦史	10 番 欠員
11 番 池田慎久	12 番 西川 均
13 番 乾 浩之	14 番 松本宗弘
15 番 大国正博	16 番 太田 敦
17 番 佐藤光紀	18 番 清水 勉
19 番 阪口 保	20 番 井岡正徳
21 番 田中惟允	22 番 中野雅史
23 番 奥山博康	24 番 荻田義雄
25 番 岩田国夫	26 番 小林照代
27 番 山村幸穂	28 番 猪奥美里
29 番 尾崎充典	30 番 藤野良次
31 番 和田恵治	33 番 米田忠則
34 番 出口武男	35 番 粒谷友示
36 番 秋本登志嗣	37 番 小泉米造
38 番 中村 昭	39 番 今井光子
40 番 森山賀文	41 番 田尻 匠
42 番 山本進章	43 番 川口正志

欠席議員（1 名）

32 番 國中憲治

議事日程

一、常任委員長報告

一、令和 3 年度議案、議第 62 号から議第 85 号及び報第 1 号から報第 20 号並びに令和 2 年度議案、報第 37 号の採決

一、特別委員長報告

一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

- 一、副議長の辞職及び同選挙
 - 一、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任
 - 一、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任
 - 一、追加議案の上程と同採決
 - 一、議員派遣の件
 - 一、常任委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
 - 一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
 - 一、議席の変更
-

○議長（山本進章） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後１２時まで延長します。

○議長（山本進章） この際、お諮りします。
意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任、知事提案の追加議案の上程及び同採決、議員派遣の件、常任委員会の閉会中審査事件、議会運営委員会の閉会中審査事件並びに議席の変更を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山本進章） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（山本進章） 次に、令和３年度議案、議第６２号から議第８５号及び報第１号から報第２０号並びに令和２年度議案、報第３７号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――２５番岩田国夫議員。

◆２５番（岩田国夫） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る６月２８日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6月30日に開催し、付託されました議案10件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和3年度議案、議第62号中・当委員会所管分、議第63号、議第64号、議第66号、議第67号及び報第19号中・当委員会所管分並びに令和2年度議案、報第37号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和3年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第15号及び報第20号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――27番山村幸穂議員。

◆27番（山村幸穂） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る6月28日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6月29日に開催し、付託されました議案22件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和3年度議案、議第62号中・当委員会所管分、議第65号、議第68号中・当委員会所管分、議第70号から議第81号及び報第19号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、令和3年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第6号、報第7号、報第16号、報第17号及び報第20号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――37番小泉米造議員。

◆37番（小泉米造） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る6月28日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月29日に開催し、付託されました議案10件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和3年度議案、議第62号中・当委員会所管分、議第82号中・当委員会所管分、議第83号及び報第19号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和3年度議案、報第1号中・当委員会所管分及び報第8号から報第12号につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、建設委員長の報告を求めます。――24番荻田義雄議員。

◆24番（荻田義雄） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る6月28日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6月30日に開催し、付託されました議案11件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和3年度議案、議第82号中・当委員会所管分、議第84号、議第85号及び報第19号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和3年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第13号、報第14号、報第18号及び報第20号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――29番尾崎充典議員。

◆29番（尾崎充典） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る6月28日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6月29日に開催し、付託されました議案6件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和3年度議案、議第68号中・当委員会所管分、議第69号及び報第19号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和3年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第4号及び報第5号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、39番今井光子議員に発言を許します。――39番今井光子議員。

◆39番（今井光子） （登壇）日本共産党を代表して、議第70号、84号、85号についての反対討論をいたします。

議第70号は、奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例です。これは、吉野保健所のエリアを従来の内吉野保健所エリアであった五條市、十津川村、野迫川村を含めて、五條市、吉野郡に改め、内吉野保健所を廃止するものです。人口では県全体の4%ですが、面積では64%を占めることになります。保健所は憲法25条が国に義務づけた、公衆衛生の向上及び増進を担う機関とされ、設置、運営費を国が補助。自治体は財政的裏づけもなく、保健所業務の一部を肩代わりさせられています。新たな業務の追加、少ない人員で広い地域を担当し、過疎地域では、自治体の専門職員の不足もあり、県の保健所の果たす役割として住民密着サービスが一層求められています。経済のグローバル化によって、今後は新しい未知の感染症などの遭遇も懸念される中、新型コロナウイルス感染症で重要な役割を果たす保健所は、充実こそすれ、減らすべきではないと考え、反対します。

議第84号は、奈良県新広域道路交通ビジョン、及び第85号は、奈良県新広域道路交通計画ですので、一体として討論します。

今後、人口減少社会を迎えます。平成22年、人口140万人当時のデータを基本に、30年先のビジョンになっています。現在、既に131万人です。リニア新幹線、高速道路高規格道路整備を中心とした計画で、「地域の自立を図りくらしやすい奈良をつくる」とうたっておりますが、中心市街地にとっては便利であっても、人々が暮らす町や村の生活には身近な生活道路を使いやすく安全にしてほしいという願いが強くあります。とりわけ、国道168号、国道169号は、住民にとって命の道であり、災害などの通行規制は、昨年、国道168号で55回、国道169号で130回もあり、この抜本対策が求められます。

また、地球環境の温暖化や脱炭素社会など、コロナ後の社会を考えると、早く遠くに行く道路よりも、地球環境に優しいゆっくりゆったり安全な生活を楽しむ社会にふさわしい計画が必要ではないでしょうか。

2,000メートル滑走路を有する大型広域防災拠点施設は、大規模な埋立てを必要としており、その土砂はリニア新幹線のトンネル工事の土砂を埋立てに充てることになっていますが、その見通しも立っていません。今後、想定外の大雨などによる土砂災害の危険が大きく、反対します。

以上、反対討論とさせていただきます。何とぞ議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本進章） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、令和3年度議案、議第70号、議第84号及び議第85号について、起立により採決します。

以上の議案を各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本進章） 賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、各常任委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

令和３年度議案、議第６２号から議第６９号、議第７１号から議第８３号及び報第１号から報第２０号並びに令和２年度議案、報第３７号については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（山本進章） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過と結果について、各特別委員長の報告を求めます。

初めに、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――１４番松本宗弘議員。

◆１４番（松本宗弘） （登壇）観光振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、観光力の向上を図るため、宿泊客増加に向けた観光の振興と質の高いイベントの実施と県の文化力の向上といった視点から、県内の実情も含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

県の人口減少が進む中、観光振興は、地域活性化の有効な手段であることから、県民を含めた来訪者に奈良県の魅力をアピールし、リピーターの獲得につなげていくため、記紀・万葉に代表される県特有の多くの歴史素材や文化資源、自然豊かな環境等の魅力を最大限に活用した観光力の向上について、取りまとめることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大したことにより、従来の観光施策の見直しが余儀なくされていることから、その観点からも取りまとめを行いました。

まず、県内宿泊客増加に向けた観光の振興に関して、観光振興施策、計画の再検討が必要です。

奈良県は、３つの世界遺産をはじめ、世界に誇る数多くの歴史文化資源を有する豊かな自然に恵まれた県であります。さらにその魅力を広く国内外に発信し、誘客につなげていく必要があります。

各種施策、事業を実施する際には、事業効果を検証するため、予め一定の目標を立てて、狙うべきターゲット層を事前に定めておくとともに、観光に関するデータの質と量の充実と利活用を進めていく必要があります。

既に観光振興計画等を策定している市町村や、県とまちづくり連携協定を締結してまちづくりを進めている地域と「奈良県観光総合戦略」との整合性を図るため、同戦略の周知や、市町村の計画策定の進捗に応じて、底上げ等のアプローチが必要です。

また、変動する国際情勢、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がインバウンド施策をはじめとする本県観光施策に大きな影響を及ぼしており、本県観光施策の足腰を強化することから、情勢に左右されない強靱で安定した観光県を目指すため、海外だけではなく、県民をはじめとした国内から

の需要を喚起するための観光需要の掘り起こしと誘致の重要性を改めて認識し、施策、計画を再検討する必要があります。

次に、宿泊につながる周遊観光に向けた取組と市町村との連携についてであります。

宿泊につながる観光情報を効果的に発信し、市町村とも連携することにより、県内各地の宿泊客増加につながる取組を展開する必要があります。県北部とは異なり、中部、南部、東部では観光資源が点在していることから、周遊コースの新規設定や更なる周知等、市町村域を超えた広域観光の推進についても検討する必要があります。

また、バスに乗って県内を周遊できる仕組みづくりについても取り組む必要があります。

バスターミナルの機能強化の面からも、施設へのバスのアプローチを検討する際には、歩車分離の観点で動線を検討する必要があります。バス誘導の機械化促進等による管理の効率化についても検討する必要があります。

既存施設へのバスの乗り入れについては、施設ごとの取組や努力は見られるものの、体系化されていないため、バス観光戦略という概念に基づき取り組む必要があります。県内全域の周遊につなげるための観光戦略を検討するにあたっては、交通・道路体系のさらなる整備にも取り組む必要があります。

また、桜井駅周辺地区における桜井まちづくり株式会社の取組のように、官民で連携した「観光まちづくり」が、地域での滞在空間や雇用の創出、県内宿泊の促進や地域ファンの獲得につながっています。他地域でも同様の取組が進むよう、県からの積極的な支援や既存の観光施策と連携させることで、周遊・広域観光を実現させる必要があります。

次に、質の高いイベントの実施に関して、集客につながる各種イベントの創出が必要です。

県立文化会館・美術館をはじめとする県内文化施設を活用した集客につながるイベントを創出、強化するとともに、現在整備中の施設については、整備計画、動線計画や設計の段階での関係者への意見聴取を求めます。

事業を実施する際には、庁内関係部局間のつながりを密にして一体性をもって取り組むことや、全県的な物事の考え方と個々の施設での取組による相乗効果により、県の文化力を向上させて観光振興につなげる必要があります。

また、県が関与する観光事業に関するイベントについては、県や地域が丸抱えするだけでなく、民間実施イベントへの協賛等、県が一步下がった形での関与についても検討する必要があります。あわせて、収支やマーケットを強く意識することや事業効果を検証して、今後の事業実施を検討することで、より魅力的なイベントを実施できるよう取り組む必要があります。

次に、県の文化力の向上に関して、記紀・万葉プロジェクトの継続的な推進が必要です。

2020年は記紀・万葉プロジェクトの集大成年として、各種イベントが開催されました。これまでの成果を分析するとともに、「国のはじまり奈良」、「日本の歴史、文化の源流・奈良」を広く発信し、観光振興に結びつけるため、記紀・万葉をテーマとした歴史文化資源の掘り起こし、環境整備、情報発信、観光商品の開発を総合的・継続的に推進する必要があります。

あわせて、令和6年度に「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を目指すにあたっては、関係市町村及び関係機関と連携した取組を進めることで登録を実現させるとともに、研究機関の体制強化を図る必要があります。

次に、文化振興ビジョンの推進についてであります。令和３年度より奈良県文化振興条例が施行されたことにより、歴史文化資源を大切に作る気運の醸成及び文化活動への参加促進を図るとともに、文化財の活用という観点から、観光施策との連携を図り、相乗効果を実現することで県の魅力向上につなげる必要があります。

文化振興、集客に関する取組について、現在は個々の施設ごとに取り組まれています、県として戦略的にどのように進めていくかといった視点に立つ必要があるため、全県的なマネジメントを行うことができる体制を構築する必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、県では、県政の発展の目標と道筋を示した「奈良県新『都』づくり戦略２０２１」の中で、県政の目指すべき姿を「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創ること」と掲げています。

「観光資源を磨き上げ、その魅力を広めていく」といった長期的な視点からみた奈良県観光が目指す姿の実現に向けて、このたび奈良県観光総合戦略を策定し、今後も具体的な施策にも取り組んでいかれますが、県内宿泊客増加に向けた観光の振興、質の高いイベントの実施と県の文化力の向上を目指し、戦略に係る目標や取組などを明確にした取組を求めます。

観光客が訪れたいような魅力の磨き上げ、快適な旅行実現のために必要となる受入環境の整備はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症への対策として、県内観光施設での感染防止策を徹底することにより、安全な観光、持続可能な観光の実現に向けた配慮も求めます。

また、２０２１年の東京オリンピック・パラリンピック開催を含むゴールデン・スポーツイヤーズ、２０２５年の大阪・関西万博開催の好機を存分に活かすよう、県がリーダーシップを発揮して市町村や関係機関との連携強化を図りながら、各地域における歴史や伝統、歴史・文化資源の活用による地域の活性化につながる取組への支援を求めます。

受け入れ・おもてなし環境の充実を図り、周遊・滞在型観光地としての魅力向上に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症の収束後は、観光の目的地として多くの人々に奈良県を選んでもらえるよう、観光県として観光力の向上に一層努めることによって、名実ともに「世界中に名を馳せる観光地・奈良」が実現することを強く要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――１２番西川均議員。

◆１２番（西川均） （登壇）南部・東部地域振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります、その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、南部及び東部振興に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

南部・東部地域では、紀伊半島大水害発生後、復旧・復興を早期に実現するための各種施策が行われてきましたが、平成２７年度に、「復旧・復興」から「地域振興」という新たなステージへと移行し、「訪れ

てみたくなる地域づくり（交流の促進）」、「住み続けられる地域づくり（定住の促進）」に向けて、鋭意取り組みが実施されてまいりました。

しかし、依然として若年層を中心に人口減少が進むとともに、高齢者人口の減少が始まるなどの課題がある現状を踏まえ、次のとおりとりまとめました。

まず、観光振興についてであります。

本県は、京阪神の都市部に近いことから、日帰り観光需要が高い傾向にあります。新型コロナウイルス感染症による働き方見直しの一環として、宿泊した旅先からテレワークにより業務を行うワーケーションの考え方が注目されています。南部・東部地域は、優れた自然景観や歴史的文化遺産など魅力的な観光資源が多く存在するため、この機を捉え、ワーケーション宿泊先としての誘客取組の推進が望まれます。

また、コロナ禍において、県内の児童生徒に地域の魅力を知ってもらうためにも南部・東部地域での修学旅行等の実施の促進が望まれます。

次に、農林業の振興についてであります。

長引く木材価格の低迷等により、施業放置林が増加しています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨災害が毎年のように発生しており、防災機能を重視した森林管理が重要であることから、県では、森林・林業基本法等に沿った森林環境の維持向上に関する実効的な取組を促進し、森林と人との恒久的な共生を図ることを目的に令和２年に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」が施行されましたが、本条例の目的の実現に向けた着実な取組が望まれます。

また、吉野高等学校の校舎を活用し、奈良南高等学校、奈良県フォレストアカデミー、森林技術センターなどの様々な施設が設置、移転されるため、各施設が適正に管理できるよう十分検討するとともに、高校生等の利用者に対する配慮を十分に行うことが望まれます。

林業・木材産業を推進するため、県産材の需要拡大を図る様々な施策が展開されていますが、住宅リフォーム等にも奈良の木を使ってもらえるよう、奈良の木の認知度向上に向けて、工務店等への情報発信など、さらなる販路拡大の取組が望まれます。

地域住民や農林業に影響をあたえる鳥獣被害に対しては、効果がある手法を調べて取り入れ、継続して対策を行う必要があります。とりわけツキノワグマについては、その習性や実態をつかんで対策を行う一方、絶滅のおそれのある種であることから、共存のためにも人里に出てこないような森づくりの取組も必要であります。

次に、産業振興についてであります。

平成２４年１２月に漢方のメッカ推進プロジェクトを部局横断的に立ち上げ、生薬の生産拡大や関連する商品・サービスの創出などを総合的に推進していますが、農家への支援を行い、薬草栽培を地域の産業として定着させる取組が望まれます。

また、薬事研究センターのあり方検討においては、時代に即した近代化や高度化とともに漢方の振興、施設の歴史・伝統や地域とのつながりを考慮することが望まれます。

産業振興の強化や安定した就業の場の確保、人口流出の阻止、ＵＩターンを促進することを目的に、中南和地域の通勤圏内にある京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺に産業用地を造成し、企業を誘致する御所インターチェンジ周辺産業集積地形成プロジェクトが進められていますが、早期に分譲できるよう、造成・企業募集等の加速化を図ることが望まれます。

次に、移住・定住促進についてであります。

奥大和移住定住交流センター「e n g a w a」や南部・東部地域 19 市町村と協働で設置した「奥大和移住・定住連携協議会」において様々な移住・定住施策に取り組まれているところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で全国的にテレワークが普及していることを好機と捉え、移住・定住促進のさらなる取組が望まれます。

川上村では高齢者が安心して暮らすための課題の解決に向け、「一般社団法人かわかみらいふ」が共助の仕組みの確立、新たな雇用の創出、地域内経済循環の仕組みづくりに寄与し、住民の日々の暮らしを支える取組が行われています。持続可能な地域づくりのために、このような取組の広がりが望まれます。

また、学校統廃合などによる空き施設を活用して、高齢者が暮らせる生活支援ハウスを増やすことが望まれます。

次に、教育の充実についてであります。

南部・東部地域では、若年層の流出により地域の少子高齢化が急激に進行していることから、郷土の歴史、文化を学び、郷土愛を育むことによる教育面における過疎対策の取組の推進が望まれます。

また、県立高等学校適正化実施計画による取組が進められているところですが、南部・東部地域の高等学校について専門学科やスポーツ等の特色を活かし、県外からの生徒募集のさらなる拡充が望まれます。また、南部・東部地域の高等学校に県内外からより多くの生徒が集まるために、総合寄宿舎について環境改善に努めるとともに対象者を県内全域や他府県に広げることや、通学に要する交通費の負担軽減の検討が望まれます。

次に、道路整備についてであります。

紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道 168 号、国道 169 号は、大規模災害時に地域の孤立を防ぎ、救命・救急活動や緊急物資輸送ルートを確保する「命の道」であるとともに、南部地域の観光や産業の振興にも大きく寄与する道路であるため、早期の整備が望まれます。

また、国道 168 号、国道 169 号は、雨量規制等による通行止めが多いが、基幹道路であることから、どのような状況の時でも通行できるよう、道路の改善、整備を行う必要があります。

おわりに、県は、令和 3 年度から令和 7 年度までの五年間を計画の期間とし、新たに奈良県南部・東部振興基本計画を策定されたところでありますが、新たな計画により、さらに各種の振興施策を進めることが必要であります。

本県議会においても、南部・東部地域の振興だけでなく、本県の均衡ある持続的な発展を願って、平成 30 年 2 月定例会において橿原市周辺への県庁移転を決議しました。また、南部振興議員連盟では、県・関係市町村等との意見交換の場を持ち、積極的な要望活動を実施しており、南部・東部地域の振興を図るためには、今後も同議員連盟や県・関係市町村等との協調した取り組みが不可欠であります。

以上により、本委員会の調査は終結しますが、引き続き、地域住民の切実な意見を反映し、実効性のある施策を実現されるべく様々な角度から検証、調査を進めていくことが必要であること、また南部・東部地域の活性化を図るため、引き続きソフト・ハードの両面からの施策が推進されることを要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員長の報告を求めます。―― 19番阪口保議員。

◆19番（阪口保） （登壇）少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります、その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、「少子化対策」「女性の活躍促進」「働き方改革」「健康づくり及びがん対策」などの視点で、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

その調査結果については、すべての家庭が安心して子育てでき、家庭と地域がともに子どもを育む奈良県づくりを推進することで、少子化問題の解決を図るとともに、県内で働き暮らすすべての人々が、青年期から壮年期まで、それぞれのライフステージを通して、自らの能力を最大限に発揮し、それぞれが考える幸せを実現できる奈良県づくりを行う観点から、次のとおりとりまとめました。

まず、少子化対策の強化についてであります。

少子化対策のための取組は、若年層の経済的基盤の安定や仕事と家庭のワーク・ライフ・バランス、子育ての不安感・負担感軽減等、幅広く多様であります。

とりわけ、妊娠・出産期の不安に対する取組が重要です。特にコロナ禍のような状況においては、県民が安心して子どもを産むことができる環境を整備し、情報発信に努めることが期待されます。

また、出産後の育児に対する不安感・負担感に対しても経済的負担が少なくなるような積極的な取組が必要であり、安心して出産・子育てができる総合的な環境整備が期待されます。

保育施設の体制整備については、新たに産まれた子どものために育児休業を取得した場合に、既に保育所に入所していた上の子どもが退所しなくてはならない育休退所という問題について、待機児童の問題も勘案しつつ、市町村と十分に協議した上で、この問題への相談やサポートを継続する必要があります。また、コロナ禍で保育士の業務がより多忙となっていることから、業務負担の軽減を図るなどの喫緊の課題にも柔軟に対応できる体制の見直しを検討する必要があります。

こども家庭相談センターでは、障がいを持つ子どもの相談や虐待相談、非行相談等、時には警察や市町村の窓口とも連携しながら支援を行っています。児童虐待が増加するなか、通報には常時対応できる体制を整え、現認を完遂するなど実績を上げていますが、児童福祉司数等の法定標準を充たすように努めるとともに増員職員への十分な研修が必要です。

ひとり親世帯のうち母子世帯においては、特に経済的に困難な状況に置かれることが多くっており、経済的不安解消のため、こども食堂設置や諸外国のような養育費の立替え等について、検討が必要です。特に今回のコロナ禍のようなケースでは、困窮するひとり親世帯が多いため、他の自治体での取組も参考に検討する必要があります。

面会交流については、信頼できる親子関係を築いていくためには、より安全に面会交流できる県内施設の整備を検討する必要があります。特にコロナ禍のような状況においても、感染対策に配慮しつつも面会交流が滞らないような対応が必要となります。また、面会交流調停等は家庭裁判所においてなされるため、支援情報の共有や情報提供等の働きかけを続けることが必要です。

次に、女性の活躍促進についてであります。

女性の就労支援について、県では様々な取組がなされていますが、現状では、女性と男性の賃金格差があります。同一労働・同一賃金の考え方を導入し、能力を生かして働くことができる環境を作るという視点を持つ必要があります。また、非正規雇用やテレワークといった多様な働き方の推進については、女性に家事等の合間に仕事をするよう促している、と捉えられないよう県の取組の趣旨が適切に伝わるよう留意し、情報発信を行う必要があります。

女性が被害者となることが多いＤＶと略称されるドメスティック・バイオレンスは、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻むものです。県では、中央こども家庭相談センター内に配偶者暴力相談支援センターを設置し、支援を行ってきましたが、相談支援体制の充実とともに職員のスキルアップにも取り組むよう検討する必要があります。また、コロナ禍で在宅時間が長くなり、ＤＶ加害者と過ごす時間が増えることで、被害の増加が懸念されたり、相談しづらいという状況に陥りやすいため、潜在的な支援ニーズにも配慮して対応していく必要があります。また、ＤＶ被害者支援と併せて加害者支援の取組についても、先進国の取組を参考に検討する必要があります。

望まない妊娠の相談については、現在、市町村が窓口となっています。しかし、市町村の体制には差があるため、専門的知見を持つ県において妊娠ＳＯＳ相談窓口の再設置を検討する必要があります。

次に働き方改革の推進についてであります。

働き方におけるジェンダー平等について、本県では、女性の就業状況等は改善しているものの、女性に家事・育児等の負担が偏っている状況です。固定的性別役割分担意識や管理的職業従事者における女性の割合の改善に向け、高い目標をもって企業を牽引し、企業の意識の改革を促す取組が必要です。

また、保育士は、働く女性の支えとなっています。増大する保育ニーズに対応するため、保育士の確保の取組を進める必要があります。保育士の負担軽減や業務過多への対応の検討とともに、保育士の子どもを優先して保育所に入所できる仕組みづくり等の取組について、継続的に進めていくことができるよう検討が必要です。

次に、健康づくり及びがん対策の推進についてであります。

奈良県では、健康寿命を２０２２年までに男女ともに日本一とすることを目指し、保健、医療、福祉、介護などの関連施策に総合的に取り組み、健康寿命は男女ともに延びています。一方、平均要介護期間も延びている等の課題もあり、若い世代から健康づくりのために取り組むことが重要です。自分の歯で噛んで食べ物を摂取することは健康上非常にメリットがあると昨今の研究で分かっており、認知症の予防も期待できるとされています。しかし、男性の定期的な歯科検診受診率があまり進捗していない現状もあるため、特定健診において歯科検診を導入するなどの改善のための取組が必要です。

また、女性が仕事を継続し、活躍していくためには、年齢によって女性の体がどのように変化するのか等の健康リテラシーを持つことが重要です。健康診断時の医師との面談において、ライフステージに応じた情報を得ることができる取組を検討していく必要があります。

がん対策に関して、奈良県では、「がんにならない、がんになっても安心できる奈良県」を基本理念としていますが、がんは第１位の死因となっており、がん対策の推進が必要です。現在、都道府県がん診療連携拠点病院である奈良県立医科大学附属病院をはじめ９つの拠点病院等が特色を生かしてがん医療を実施しています。県としては、県民ががん治療や病院を選ぶ際に役立つ情報を「がんネットなら」というホームページに掲載していますが、がん患者の声も聞きながら、より一層周知に力を入れていく必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、少子化の改善、子育ての不安感・負担感の軽減、女性の就労状況の改善、男女ともに働き方を改善し主体的に選択して過ごす時間の確保等、様々な課題が幅広くあり、また、男性の育児休業取得促進等といったそれぞれの事項に関連し合う内容もあるため、広い視野で総合的に取り組む必要があります。

社会全体が仕事・子育ての両立の重要性を認識し、男女ともに活躍できる環境づくりに資する施策を講じるよう要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、総合防災対策特別委員長の報告を求めます。―― 18番清水勉議員。

◆18番（清水勉） （登壇）総合防災対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配布されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会では、平時における災害の予防等、災害発生後における災害応急対応等、災害からの復旧・復興という視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、感染症等への対策も含む総合的な防災対策の観点から、取りまとめることといたしました。

まず、市町村における洪水ハザードマップの公表についてであります。

水防法でハザードマップの作成と公表が定められていますが、公表している市町村は一部にとどまっています。大水害が頻発しており、地図がなければ逃げ遅れによる被害が生じることになりかねません。早急に住民に情報を届けることが不可欠です。作成・公表の促進のため、県としても尽力する必要があります。

次に、高齢者、障害者などの避難支援についてであります。

避難行動要支援者の避難に関する個別計画について、県内での策定が進んでいない状況です。支援者の確保等が課題であると考えられますが、策定が進んでいる他の自治体の取組には、介護に関わるケアマネジャーや障害者の支援に関わる相談支援専門員が有償で、平時と災害時のケアプランを同時に作成し、防災訓練で検証・改善していくというものがあります。誰もが安全に避難できるよう、防災と福祉の連携の取組を進める必要があります。

次に、地震、水害等から文化財を守る条例についてであります。

令和元年のフランスのノートルダム大聖堂での大規模な火災や、沖縄の首里城正殿の火災などにより、文化財がいかに大事なものであるか再認識する機会となりました。奈良県は国宝の建造物が64件に上るなど、文化財を数多く有する県であり、これを安全に継承していくことは、県の使命であります。

奈良県文化財防火対策推進条例が策定されましたが、これは火災への対策が中心であり、地震、水害等から文化財をどのように守っていくかについても、検討する必要があります。

次に、県有施設の耐震化についてであります。

県有施設の耐震化の状況については、平成20年3月から、県有建築物の耐震改修プログラムを策定し、毎年度実績に基づいた更新のうえ、耐震不足のデータをホームページ等で公表されていたところで

す。耐震化は順次進められていますが、いまだに耐震改修が必要な県有施設が存在している状況であり、県民に安心して使用いただけるよう、早期に全ての整備を完了する必要があります。

次に、気候変動の影響を考慮した防災に関する諸計画の見直しについてであります。

近年の気候変動の影響で、水害が激甚化・頻発化しているため、現状にあった計画が必要であり、随時見直しをしながら防災に取り組む必要があります。

また、計画が見直される際は、住民への説明を十分に行うなど、住民の感情をしっかりと認識し、住民に寄り添った進め方をする必要があります。

次に、自主防災組織への支援と地域のリーダーの養成についてであります。

防災においては住民の取組が大きいため、自主防災組織をどのように支援していくべきか市町村と検討していくとともに、地域住民による防災への取組の中心となるリーダーの養成に取り組む必要があります。

次に、災害時における避難のあり方についてであります。

令和2年7月豪雨において、九州地方で、避難所が浸水等のために開設できない、もしくは閉鎖に追い込まれたことが各地で相次いだという報告がありました。

このような緊急時に対応できるよう、自らの命を守るための「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを県民にしっかりとPRする必要があります。このためにも、洪水ハザードマップの公表が大切であります。

次に、避難所における感染症対策と生活環境の改善についてであります。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、避難所において必要となる物資等を整理し、避難所のあり方について検討する必要があります。

また、感染症拡大と災害が重なるおそれが増す中、人権の尊重が保証され、安心して避難できる環境を確立する必要があります。しかしながら、日本の避難所の生活環境は、国際的には難民支援基準を下回ると内閣府の文書でも言及されています。人間として暮らす権利、被災者の人権や尊厳の保障に取り組む必要があります。

次に、避難所における備蓄物資等の確保と被災者支援の推進についてであります。

避難所において必要となる、仮設トイレやマスク等の備蓄物資等が不足しないよう確保する必要があります。

また、市町村の備蓄状況も把握し、所管等の分け隔てなく、県全体として物資の保管場所や保管量を把握し、分散して備蓄することにより、必要なところに迅速に行き届くよう適切に管理する必要があります。

さらに、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることができるよう、市町村の体制整備を支援する必要があります。

次に、地方防災会議の女性委員数についてであります。

地方防災会議の女性委員の比率について、国が2020年で30%を目標としていましたが、奈良県は達成することができませんでした。2025年目標は達成できるようにする必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、災害は社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害及び避難所における感染症対策等への備えを行うことが重要です。本議会としては、災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進を図るとともに、感染状況等の現状に応じた適切な計画の見直しに、より一層取り組まれることを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本進章） 次に、地域公共交通対策等特別委員長の報告を求めます。―― 16番太田敦議員。

◆ 16番（太田敦） （登壇）地域公共交通対策等特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、「地域交通網の維持・改善」「京奈和自動車道及びリニア中央新幹線の調査・検討」「子どもから高齢者までの交通安全対策の推進」「新たなモビリティサービスの検討」について、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

住民が地域で安心して生活できるよう、地域の交通手段を確保するためには、新型コロナウイルス感染症の影響により危機的な状況にある公共交通を維持・存続させるとともに、県民や観光客の移動ニーズ等にも対応するため、鉄道、県内道路などのインフラを整備し、公共交通の充実を図る必要があることから次のとおりとりまとめました。

まず、地域交通網の維持・改善についてであります。人口減少や少子高齢化の影響による利用者の減少、昨年来のコロナ禍により、地域公共交通機関はかつてない厳しい状況にあります。

国や市町村あるいは事業者を含めた関係機関との連携を強くしながら、公共交通の維持・存続に向けた早急な対策・支援が引き続き必要であります。

また、高齢者等の買い物・通院等、生活交通を確保するため、コミュニティバス、デマンド交通の導入を促進するとともに、県と市町村が連携し、市町村を跨いだ広域的な交通網を検討し、住民が安心して生活できるように地域の移動手段を守ることが望まれます。

さらに、県北部を訪れた観光客を中南部へ誘うよう、世界遺産をはじめとした県の魅力ある観光地をつなぐ広域周遊バスの整備を支援するなど移動環境の改善を図る必要があります。

次に、京奈和自動車道・リニア中央新幹線の調査・検討についてであります。

京奈和自動車道、（仮称）奈良インターチェンジ、リニア中央新幹線及び「奈良市附近」駅と関西国際空港を接続する新幹線など、大規模プロジェクトを社会経済状況の変化等に適時・適切に対応していくため、関係機関と緊密に連携し、調査・検討していく必要があります。

次に、子どもから高齢者までの交通安全対策についてであります。

全国的に通学中の児童や散歩中の未就学児が交通事故に巻き込まれる事故、高齢者が加害者となる事故などが多く報道されています。

事故を未然に防ぐために、教育委員会、道路管理者、警察、国、県、市町村などが組織横断で連携し、ゾーン30の整備効果を高め、キッズゾーンの設定、横断歩道や道路標識の補修、視認性を高めるための

信号機のＬＥＤ化促進、警察官による指導取締りなど通学通園路や住宅地の生活道路等における交通事故を防止する取組が必要であります。

取組の一つとして県教育委員会では、通学通園路マップのデジタル化を本年度予算に計上されています。

デジタル化されたマップを、常に最新の情報へ更新し、さらにポイントごとにデータを入れるなど活用しやすいものとし、学校関係者、地域関係者、警察が通学通園路の危険箇所情報を共有し、力を合わせ事故が起こらないよう対策する必要があります。

また、県では、国土交通省のバリアフリー法に基づく基本方針において、これまで１日当たり平均利用者数が３，０００人以上の駅についてバリアフリー化することを目標に取り組まれてきました。

令和３年度からの次期目標として掲げられた、バリアフリー基本構想における生活関連施設に位置付けられている１日当たりの平均利用者数２，０００人以上の駅のバリアフリー化に取り組むとともに、無人駅についても対策を進める必要があります。

さらに、高齢運転者によるアクセルとブレーキを踏み間違える事故を防止するため、高齢者の運転免許返納制度、国が継続して行っているサポカー補助金など利用の検討に結びつく周知啓発、対策が望まれます。

次に、新たなモビリティサービスの検討についてであります。

今後ますます発展するＩＣＴやＡＩなどの技術を用い、出発地から目的地まで利用者にとって最適経路を提示し、複数の交通手段やその他のサービスを含め一括して提供するサービスであるＭａｓＳ（マース）など先進的な取組を活用し、インバウンドを含め人が集まる仕掛けや、高齢化社会に対応する交通手段など、快適に移動できる魅力あるまちづくりの検討が必要であります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、県では、県政の目指すべき姿を「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」こととして、県民が安心して快適に暮らし続けられるよう、県内の交通サービスの確保と利便向上や、効率的で便利な交通基盤をつくるための道路や鉄道、バス輸送環境の整備に取り組まれています。今年度には、次の５か年計画となる奈良県公共交通基本計画が取りまとめられることから、今後のさらなる取組の推進が期待されます。

人口減少や少子高齢化の影響による利用者の減少で、公共交通を取り巻く現状は厳しく、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な状況に置かれている公共交通の維持・存続を図ることは、喫緊の課題であります。

子どもから高齢者まで県民が地域で安心して暮らすために、県、市町村、道路管理者、警察、各関係団体等と組織横断で連携し、通学通園路・生活道路における交通事故を防止する取組を行うとともに、駅等のバリアフリー化を促進し、ＩＣＴやＡＩの技術を用いた新たなモビリティサービスを活用することにより、地域住民や県内を訪れる観光客等が快適に広域に移動できる魅力あるまちづくりの検討が今後ますます必要となります。

公共交通は所掌範囲が広く、県が主導的に実行できる分野が限られているため、組織間で問題意識を共有し、一体となって、公共交通の維持・存続を図り、子どもから高齢者まで誰もが、住み慣れた地域で快適に安心して移動できる施策を講じるよう強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本進章） ただ今の特別委員長報告をもって、各特別委員会の調査を終了します。

○議長（山本進章） 次に、１１番池田慎久議員より、意見書第４号、こども政策の一層の充実に向けた「こども庁」の創設を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、池田慎久議員に趣旨弁明を求めます。――１１番池田慎久議員。

◆１１番（池田慎久） （登壇）意見書第４号、こども政策の一層の充実に向けた「こども庁」の創設を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第４号

こども政策の一層の充実に向けた「こども庁」の創設を求める意見書（案）

未来を担うこどもたちが輝く社会は、すなわちすべての人が輝く社会である。しかしながら、現在我が国では、こどもや若者を取り巻く環境が悪化し、こどもの命や安全を脅かすような事案が増え、社会問題となるなど、課題が山積している。

また、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、ＤＶ、非行、ヤングケアラー、教育格差などこどもに係る問題の顕在化、妊娠・出産や教育に係る費用の負担感の増大、不妊治療、産前産後ケア支援、周産期医療・小児医療体制の整備など医療や療育等の提供体制の整備なども深刻な問題となっている。

今こそすべてのこどもたちが愛されてすくすく健やかに育ち、のびのび学び活動し、自己表現し、周囲と連携しながら、たくましく生きていく力を身につけることができるよう愛育・育成・成育の視点を基盤とした社会を構築しなければならない。また、こどもをひとりの人間として尊重する、こどもの権利を基盤とした社会を構築しなければならない。

そのためには、こどもの医療・保健・療育・福祉・教育を一元的に所管する「こども庁」を創設し、縦割り行政や多重行政をなくし、チルドレン・ファースト（こども最優先）で、一貫性のある施策を実行するための強い権限と総合調整機能をもたせることが重要である。

まさに我が国において、こどもの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市区町村が強力に連携して取り組むことが今後ますます重要となっているが、地方行政の現場では、住民から日々寄せられる妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員が国と連携しつつ尽力しているものの、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

よって、本議会は、国に対し、チルドレン・ファースト（こども最優先）によるこども政策の一層の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- １ 専任の大臣のもとで強い権限と総合調整機能を持ってこどもに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を新たに創設すること
- ２ チルドレン・ファーストのこども行政を推進するにあたっては、国が主導して国・都道府県・市区町村の連携体制を構築すること

- 3 こども政策の一層の充実を実現するために十分な予算を確保し、自治体への財政支援を強化すること
- 4 こども政策に関するデータ収集・分析能力を向上させ、E I P P（エビデンスに基づく政策立案と実践）を確立すること
- 5 こどもや子育て世代が抱える様々な課題に早急に対応すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） 9番浦西敦史議員。

◆9番（浦西敦史） ただいま池田慎久議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） 12番西川均議員。

◆12番（西川均） ただいま池田慎久議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第4号については、11番池田慎久議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、19番阪口保議員より、意見書第5号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等不使用を求むる意見書決議案の動議が提出されましたので、阪口保議員に趣旨弁明を求めます。――19番阪口保議員。

◆19番（阪口保） （登壇）意見書第5号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等不使用を求むる意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第5号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等不使用を求むる意見書（案）

1945年4月1日、沖縄本島に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末には首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦戦没者の半数以上と言われる夥しい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄県出身者約12万2,000人、日本本土兵等約6万6,000人、米兵約1万2,000人、朝鮮半島出身者等併せて20万人余の尊い命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々に建立して戦没者の霊を弔ってきた。奈良県民は、この「魂魄の塔」の直ぐ側に「奈良県出身戦没者の慰霊をするため」に「大和の塔」を1967年11月に建立した。この南部一帯には本県出身者戦没者をはじめ多くの戦争犠牲者の人々が眠っている。

政府（防衛省・沖縄防衛局）は、この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町の山野の土砂を採掘して基地建設埋め立てに使用する計画を発表した。

戦没者の遺骨を新基地の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人道に反する行為であり、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れない。

政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府には国の責務として遺骨を早期に収集して弔うことが求められている。

以上の趣旨を以て本県議会は、政府に対して次の通り求める。

記

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（山本進章） 29番尾崎充典議員。

◆29番（尾崎充典） ただいま阪口保議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） 39番今井光子議員。

◆39番（今井光子） ただいま阪口保議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第5号については、19番阪口保議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山本進章） 次に、28番猪奥美里議員より、意見書第6号、新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、猪奥美里議員に趣旨弁明を求めます。――28番猪奥美里議員。

◆28番（猪奥美里） （登壇）意見書第6号、新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第6号

新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書（案）

全国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に昨年来、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令されていますが、未だ収束の兆しは見えません。県民が大きな不安を抱える中、奈良県においても新型コロナワクチン接種が始まりました。

厚生労働省ホームページには、次の事項が明記されています。

- ① 接種を受けることは強制ではなく、しっかり情報提供を行った上で接種を受ける方の同意がある場合に限り接種する。
- ② 予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受ける。
- ③ 職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしない。

また、第17回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に提出された資料によると、ワクチンについては次の記載があります。

（ア）重症化予防効果は期待されるが、感染予防効果については実証が困難である。

（イ）ワクチン接種による集団免疫の効果は大規模な接種後まで分からない。また効果の持続期間については明らかになっていません。

以上のことから接種に慎重な県民も少なくない中、海外で新型コロナウイルスワクチンの「接種済み証明書」を求める動きがあることに呼応し、政府は国内で証明書を発行する方向で検討を始めたことが報道されました。

既に接種の始まった医療従事者や高齢者施設入居者、職員間などでもワクチン接種への同調圧力が憂慮される中、「証明書の発行」による行動の制限や、差別を誘発することが懸念されます。

政府は「号令」をかけるだけでなく、自治体が何を必要としているかをしっかり把握し、それぞれの実情に寄り添った対応が求められています。

よって、奈良県議会は、政府に対し次の事項を強く求めます。

1 各自治体に、先に示した厚生労働省ホームページに掲載されているワクチン接種に関する内容等を住民に周知させること。また、ワクチンに関するリスク・コミュニケーションを一層強化し、ワクチンの有効性及び安全性、副反応情報など、具体的情報を正確、迅速に伝えるとともに、副反応の不安などの疑問に誠実に答えること。

２ 個人の意思によってワクチンを接種しない選択をした場合も、誹謗中傷や差別、行動制限、職業上の制限などの不利益が生じることのないよう、地方自治体等と連携し、ガイドライン策定や相談体制の整備などの対策を行うこと。

３ 供給するワクチンの種類・配分量、日程等を、可能な限り早期に具体的に確定させること。

４ ワクチン接種に関する医療従事者の確保のため、国は関係団体や関係者と、より一層の協議・調整を行うとともに、地域の関係団体へも協力を求めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年７月２日

奈良県議会

議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進章） ３番植村佳史議員。

◆３番（植村佳史） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） ８番小林誠議員。

◆８番（小林誠） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第６号については、２８番猪奥美里議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、２６番小林照代議員より、意見書第７号、コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、小林照代議員に趣旨弁明を求めます。――２６番小林照代議員。

◆２６番（小林照代） （登壇）意見書第７号、コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第７号

コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用状況が悪化する中、特に女性への影響が深刻であり、生理用品を買えない、利用できない、生理に関する教育にアクセスできないという「生理の貧困」が問題になっている。これまで潜在化していた女性を取り巻く生理・健康についての課題が顕在化したといえる。

20代の会社員、学生で構成する任意団体「#みんなの生理」が行ったアンケート調査によると、金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した若者が、20.1%、生理用品でないものを使った27.1%、交換する頻度・回数を減らした37.0%との結果が出ている。

また、ネグレクトにより、親などから生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もある。世界的にコロナ禍が続く中で、スコットランドでは、昨年11月からあらゆる人を対象に生理用品の無償提供が決定した。他の国々でも、小・中高校での生理用品が無償提供されるなどの報道がある。

よって、奈良県議会は、次のとおり国に対して、経済的な理由により生理用品が十分に使えず健康な生活が脅かさせられることがないよう、児童、生徒をはじめ全ての女性が健康で衛生的な生活を保障されるための支援を行うことを求める。

記

1 特にコロナ禍において生理用品が必要だが利用できない方に配付するとともに、受け取りやすい体制を整備し、学校や公共施設に無償で使える生理用品などの設置を行うこと。

2 養護教諭らに、日常的に生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本進章） 2番樋口清士議員。

◆2番（樋口清士） ただいま小林照代議員から提案されました意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（山本進章） 6番亀甲義明議員。

◆6番（亀甲義明） ただいま小林照代議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第7号については、26番小林照代議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（山本進章） ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（山本進章） 次に、17番佐藤光紀議員より、意見書第8号、台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、佐藤光紀議員に趣旨弁明を求めます。――17番佐藤光紀議員。

◆17番（佐藤光紀） （登壇）意見書第8号、台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第8号

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書（案）

パンデミック（世界的大流行）に発展した新型コロナウイルス感染症を終息させるためには、国際的な防疫網を構築する必要がある。そのためには、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めるとともに、公衆衛生上の成果を上げた地域の有益な知見・経験を世界で共有することが欠かせない。

しかし、昨年5月に開催されたWHO（世界保健機関）の年次総会において、台湾が目指す総会へのオブザーバーとしての参加についての議論ですら次回会合へ先送りし、台湾の参加を認めなかった。そして、現時点においても同様の状況が続いている。このように国際的に重要な会議に公衆衛生上の様々な成果を上げてきた台湾が参加できない事は、国際防疫上、世界的な損失であることは明らかである。

そこで、このような現状に対して強い懸念を表明するとともに、国際的な公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国と連携し、参加実現に向けての取り組みをこれまで以上に強化されるよう強く要望する。

1 関係各国に対し、今般の新型コロナウイルス感染症及び今後の世界的な公衆衛生危機対応の為に、WHOの次回総会より台湾がオブザーバーとして参加することを認めるよう求める。

2 日本政府には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、台湾がWHOの年次総会にオブザーバーとして参加する権利が保障されるよう、関係各国に強く働きかけることを求める。

3 関係各国に対し、WHOの初動対応などについての検証作業に、早い段階で新型コロナウイルスの人から人への感染をWHOへ警告していた台湾が参加できるよう対応することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本進章） 4番川口延良議員。

◆4番（川口延良） ただいま佐藤光紀議員から提案されました意見書（案）に賛成いたします。

○議長（山本進章） 21番田中惟允議員。

◆21番（田中惟允） ただいま佐藤光紀議員から提案されました意見書（案）に賛成します。

○議長（山本進章） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第8号については、17番佐藤光紀議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(山本進章) ご異議がないものと認め、さように決します。

以上の意見書については、会議規則第41条の2の規定により措置することにします。

○議長(山本進章) 議事審議の都合により副議長と交代します。

(副議長乾浩之、議長山本進章に代わり議長席に着く)

○副議長(乾浩之) 次に、42番山本進章議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

42番山本進章議員の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、42番山本進章議員の議長辞職は、許可することに決しました。

42番山本進章議員のごあいさつがあります。

◆4番(川口延良) (登壇) 議長を辞任するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

私は、昨年の6月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により、議長の要職につかせていただきました。

この1年間、コロナ対策などに全力で取り組んでまいりましたが、議員の皆様方をはじめ理事者の皆様方のあたたかいご支援、ご協力を賜り、無事、その大任を果たすことができましたこと、厚く御礼申し上げます。

今後とも、奈良県の発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様ご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(乾浩之) ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第24条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は40人です。

次に、投票点検のため、

1 番 小村尚己議員

1 2 番 西川 均議員

2 8 番 猪奥美里議員

の3人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。

同一の名字の議員については、フルネームで記載願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

(立会人投票)

次に、2番樋口清士議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員40人、投票総数40票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数40票、有効投票40票。

有効投票のうち

荻田義雄議員 28票

田中惟允議員 9票

大国正博議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は10票です。したがって荻田義雄議員が議長に当選されました。(拍手)

これをもって、議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の荻田義雄議員から就任のごあいさつがあります。

◆ 2 4 番 (荻田義雄) (登壇) 議長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびは、多数の議員各位のご支持により、議長に選出いただき、誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

このうえは、微力ではございますが、奈良県の発展とそれに向けた円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆様、並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。(拍手)

(議長荻田義雄、副議長乾浩之に代わり議長席に着く)

○議長(荻田義雄) 次に、1 3 番乾浩之議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

1 3 番乾浩之議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、1 3 番乾浩之議員の副議長辞職は、許可することに決しました。

次に、乾浩之議員のごあいさつがあります。

◆ 1 3 番 (乾浩之) (登壇) 副議長辞任に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の6月定例県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出していただきました。以来今日まで、議員の皆様方の、あたたかいご指導ご鞭撻を賜り、また知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたことに、厚く御礼申し上げます。簡単ではございますけれども、辞任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(荻田義雄) ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は投票によることとします。

次に、会議規則第24条の規定により議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は40人です。

次に、投票点検のため、

1 番 小村尚己議員

1 2 番 西川 均議員

2 8 番 猪奥美里議員

の3人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。

同一の名字の議員については、フルネームで記載願います。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

（立会人投票）

次に、2番樋口清士議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員40人、投票総数40票、符合しております。

開票します。

（開票）

開票の結果を報告します。

投票総数40票、有効投票40票。

有効投票のうち

和田恵治議員	28票
池田慎久議員	9票
山中益敏議員	3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は10票です。したがって和田恵治議員が副議長に当選されました。（拍手）

これをもって、副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

次に、ただいまご当選の和田恵治議員から就任のごあいさつがあります。

◆31番（和田恵治）（登壇）副議長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ゆっくりと挨拶をさせていただきます。

ただいま、多数の議員の皆様のご支援により、副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

このうえは、微力ではございますが、議長を補佐し、奈良県勢の進展のために全力で任務に精励してまいる所存でございます。

何とぞ皆様の格別のご指導とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（荻田義雄）　しばらく休憩します。

△午後３時２２分休憩

△午後７時１８分再開

○議長（荻田義雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄）　ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄）　次に、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により、行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人に、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

○議長（荻田義雄） 次に、２３番奥山博康議員より、特別委員会に関する動議が提出されましたので、奥山博康議員に趣旨弁明を求めます。――２３番奥山博康議員。

◆２３番（奥山博康） （登壇）特別委員会の設置について、ご提案申し上げます。

県政各部門のうち、当面特に重要と考える事項について、それぞれ特別委員会を設置し、それらの事業の慎重な審議を行い、県民の負託に応えるべきであると考えている次第であります。

すなわち私は、ここに、

- １、観光力の向上に関する事、
- ２、南部・東部地域の振興に関する事、
- ３、少子化対策及び女性の活躍促進に関する事、
- ４、防災力向上及び県土の強靱化に関する事、
- ５、地域公共交通対策等に関する事

の調査及び審査をするため、それぞれ

委員定数８名の「観光振興対策特別委員会」、

委員定数９名の「南部・東部地域振興対策特別委員会」、

委員定数９名の「少子化対策・女性の活躍促進特別委員会」、

委員定数８名の「総合防災対策特別委員会」及び

委員定数８名の「地域公共交通対策等特別委員会」を、

地方自治法第１０９条第１項の規定に基づいて設置し、ただ今申し述べました関係諸事業の調査及び審査を、それぞれの委員会に付託することとし、併せて当該調査及び審査が終了するまでの間、議会閉会中といえども継続して調査及び審査できるよう議決されんことを望むものであります。

なお、各委員会の委員長、副委員長及び委員の選任は、議長よりそれぞれ指名推選の方法によることの動議を提出するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻田義雄） １８番清水勉議員。

◆１８番（清水勉） ただいま奥山博康議員から提案されました、特別委員会に関する動議につきましては、いずれも重要な委員会でありますので、賛成いたします。

○議長（荻田義雄） ３０番藤野良次議員。

◆３０番（藤野良次） ただいま奥山博康議員から提案されました、特別委員会に関する動議につきましては、いずれも重要な委員会でありますので、賛成いたします。

○議長（荻田義雄） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

特別委員会に関することについては、２３番奥山博康議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の特別委員会委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

○議長（荻田義雄） 次に、本日、知事から議案２件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付していますので、ご了承願います。

○議長（荻田義雄） 次に、令和３年度議案、議第８６号及び議第８７号を一括議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、令和３年度議案、議第８６号、「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任予定者退場）

次に、令和３年度議案、議第８７号、「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任者入場着席）

○議長（荻田義雄） 次に、末光大毅副知事のごあいさつがあります。

◎副知事（末光大毅） 議長並びに議員の皆様方のご配慮によりまして、ご挨拶を申し上げる機会をいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

私はこのたび、副知事を退任することとなりました。平成３０年７月に奈良県に赴任して以来、総務部長、そして副知事として３年間、皆様から、多くの温かいご指導を賜ってまいりました。お寄せいただきましたご厚情に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、副知事退任後、財務省に戻りまして、国の行政に再び携わることとなりましても、引き続き奈良県のため、少しでもお役に立てればと考えております。また、先ほど選任のご同意をいただきました、土屋副知事に対しましても、私以上のご交誼を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、どうか、健康に十分ご留意の上、奈良県勢の一層の発展のため、ますますご活躍いただきますよう、心より祈念申し上げまして、私の退任のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（荻田義雄） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました土屋直毅総務部長のごあいさつがあります。

◎総務部長（土屋直毅） ただいま選任のご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

この上は、甚だ微力ではございますが、奈良県のさらなる発展に向け、精いっぱい努めてまいる所存でございます。

議員の先生方におかれましては、今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（荻田義雄） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第９５条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、常任委員会の閉会中審査事件について、お諮りします。

奈良県議会委員会条例の所管事項のとおり常任委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は次期９月定例会開会までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、議会運営委員会の閉会中審査事件について、お諮りします。

地方自治法第１０９条第３項各号に掲げる事項について議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、議席の変更を議題とします。

議会運営の都合により、議席を一部変更したいと思います。

お諮りします。

お手元に配付の議席変更一覧表のとおり議席を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（荻田義雄） これをもって、令和３年６月第３４６回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（荻田義雄） （登壇）６月定例県議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

６月１８日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、議案はすべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりました。

ここに議員各位のご精励とご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう強く望むものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症については、県民の皆様のご努力とワクチン接種が進んだことで、新規感染者の発生が低い水準に抑えられています。しかし、まだまだ予断を許さないことから、県議会としても理事者と連携して感染症対策を含む諸課題の解決に全力を尽くし、県民の安全・安心なくらしの確保に取り組んでまいります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、どうぞ健康に充分ご留意いただき、奈良県の発展のために、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げ、閉会のごあいさついたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会が閉会いたしますが、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

また、この時期、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、議員の皆様方には、格段のご理解、ご配慮を賜りまして、ありがとうございました。

本会議をはじめ各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映するよう努めてまいる所存でございます。

また、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられました。ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

コロナ禍が続いておりますが、議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

△午後 7 時 37 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

奈良県議会議長	荻田義雄
同 副議長	和田恵治
署名議員	米田忠則
署名議員	出口武男
署名議員	粒谷友示